

天草広域連合行政改革大綱

【第5次計画】

[令和8年度(2026年度)～令和12年度(2030年度)]

天草広域連合

天草広域連合第5次行政改革大綱目次

第5次行政改革大綱の策定趣旨	1
1 行政改革の必要性	2
2 第5次行政改革大綱の計画期間	2
3 基本方針	2
4 行政改革の取り組みに対する留意点	2
5 実施計画	
1. 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに 認定システムの開発及び管理運営に関すること	6
2. 広域サインに関すること	7
3. 消防に関すること	8
4. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	9
5. ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営 に関すること	10
6. 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び 広域的連携に基づく計画等の策定に関すること	11

附属資料編

□消防

- ① 消防体制の充実整備、及び人材育成と組織の活性化施策の推進
 - (ア) 消防防災拠点の維持管理に関する施策 12
 - (イ) 人材育成と組織の活性化に関する施策 15
 - (ウ) 自主防災組織の訓練指導など消防行政への住民参画に関する施策 16
 - (エ) 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策 16
- ② 救急行政施策の推進
 - (ア) 救急体制の充実強化に関する施策 17
 - (イ) 救急高度化事業に関する施策 17
 - (ウ) 医療機関及び他行政機関との連携強化に関する施策 17
 - (エ) 応急手当普及啓発に関する施策 18
- ③ 火災予防体制の整備施策の推進
 - (ア) 防火安全対策に関する施策 19
 - (イ) 違反処理体制に関する施策 19
 - (ウ) 危険物施設保安対策に関する施策 19
 - (エ) 火災調査体制に関する施策 19
 - (オ) 火災予防分野におけるDX化の推進に関する施策 19
- ④ 消防力の維持強化に関する施策の推進
 - (ア) 消防力の連携・協力に関する施策 20
 - (イ) 通信・指令業務におけるDX推進に関する施策 20
 - (ウ) 通信・指令設備の整備に関する施策 20
 - (エ) 緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策 21

□ごみ処理施設

- ① 関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携した施策の推進 22
- ② ごみ処理施設の設置及び管理運営について 24
- ③ 最終処分場の方向性について 26
- ④ 集会施設の設置及び管理運営について 27
- ⑤ 工程計画 28

第5次行政改革大綱の策定趣旨

天草広域連合は、平成18年度(2006年度)に策定された広域計画に基づき、平成18年度(2006年度)から27年度(2015年度)までの概ね10ヵ年を計画期間とした「第1次行政改革大綱」、その後、平成23年度(2011年度)に「第2次行政改革大綱」、平成28年度(2016年度)に「第3次行政改革大綱」、令和3年度(2021年度)に「第4次行政改革大綱」を策定し、その方針に基づき行政改革への取組みを進めてきたところです。

天草広域連合の行政改革大綱は、広域計画の実施計画としての性格を有しており、各年度における具体的な推進目標や項目及び年度別スケジュールにより取り組んでいるところですが、国の地方分権の推進や広域行政事務の在り方など様々な時代潮流の変化を的確にとらえ、広域事務に対する関係市町の考え方や住民の意見を反映し、効率的な広域行政の推進を図る必要があります。

また、天草広域連合は、市町負担金に財源のほとんどを依存していることから、関係市町の財政状況を考慮し、連携を密にし、協議調整を図りながら、財政運営を行う必要がありますが、人口減少や景気の低迷、過疎化、高齢化の急速な進行に加え、市町合併による普通交付税の合併算定替えが終了するなど関係市町の財政運営はますます厳しい状況にあり、引き続き最少の経費で最大の効果を上げることができる取組みが重要な課題となっています。

今回、広域計画等策定審議会の答申を尊重しながら、様々な提言や意見を反映し、具体的な方針と将来像を構築する実施計画として新たな行政改革大綱を策定しましたが、その実施にあたっては、圏域及び関係市町が置かれている現状を踏まえ、諸情勢の変化を的確にとらえながら多様化する広域行政需要に効果的に対応するため限られた人員や財源を効率的に活用し、関係市町と連携し更なる行政改革を進め、広域施策の実現及び事務事業を展開することとしています。

1 行政改革の必要性

天草広域連合は、平成 18 年度(2006 年度)を初年度とする 10 年間の「第 1 次行政改革大綱」、平成 23 年度(2011 年度)に「第 2 次行政改革大綱」、平成 28 年度(2016 年度)に「第 3 次行政改革大綱」、令和 3 年度(2021 年度)に「第 4 次行政改革大綱」を策定し、効率的な財政運営を図るため、行政改革への取組みを進めてきたところですが、5 年を経過した現状においても、人口減少や景気の低迷、過疎化、高齢化の急速な進行に加え、市町合併に伴う普通交付税の合併算定替えが終了し、財政状況はますます厳しいものになると予測されています。

特に、市町負担金に財源を依存している天草広域連合は、こうした状況をあらためて認識し広域行政の目的である効率性、経済性をさらに推進するため、関係市町と緊密な連携を図り、第 5 次広域計画に基づく主要施策を実施するため「第 5 次行政改革大綱」を策定し、その推進を図ります。

2 第 5 次行政改革大綱の計画期間

第 5 次行政改革大綱の計画期間は、令和 8 年度(2026 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までの 5 年間とし、広域計画の改定などが行われたときは、連動して改定します。

3 基本方針

(1) 基本方針

関係市町の広域的な行政課題や多様化する行政需要に的確に対応するため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、広域行政の持つ機能的な特性がより効果を挙げるように、行政運営の簡素合理化を目指します。

(2) 推進の方法

① 職員の役割

行政改革の実施主体は、職員一人ひとりであり、行政サービスの担い手として社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう意識改革を行う一方、改革の趣旨を理解し、職員自ら常に問題意識、コスト意識を持って事務事業の執行に努めます。

② 実施組織と進行管理

行政改革の実施組織は、天草広域連合行政改革推進本部とし、全庁挙げて取り組むとともに常に見直しを行い、効果的な進行管理を行います。

4 行政改革の取組みに対する留意点

(1) 事務の効率化

① 事務事業の見直し

限られた財源の中で最少の経費で最大の効果を挙げるには、多様化する行政需要や新たな行政課題に適切かつ迅速に対応していく必要があります。

そのために、広域行政の果たすべき役割を念頭におき、事務事業の緊急性、重要性、効率性を検証しながら、広域計画に基づき実施すべき施策を基本に効率的な行政運営体制の確立を目指します。

② 民間委託などの推進

住民サービスの向上及び行政の効率化を図るため、行政責任の確保に留意しつつ、民間の専門性や活力の導入が適当と認められる事務事業については、積極的に民間委託を推進します。

特に、ごみ処理施設等については、民間の有する専門的な技術や知識などを活用して、より効果的かつ効率的な管理運営を推進します。

③ 情報化・情報提供の推進

高度情報通信技術を積極的に活用し、電子化、情報の共有化などによる行政事務の高度化・効率化を図るとともに、広域連合広報紙やホームページなどによる住民への情報提供を積極的に推進し、透明性を高めます。

また、介護認定システムについては、関係市町と連携し、システムの開発及び耐用年数を考慮した更新を行っていきます。

(2) 組織・機構の効率化

① 組織の機能強化

広域行政組織として、社会情勢の変化に的確に対応し、広域行政施策を総合的かつ機能的に展開できるように広域計画に基づく施設整備を推進し機能強化を図ります。

② 組織体制の効率化

簡素かつ効率的な事務執行体制を実現するために、事務委託や機関の共同設置も含めた組織機構の見直しや整備を図ります。併せて、主要施策の実施に的確に対応できる機能的な執行体制の確立を推進します。

(3) 定員及び給与などの適正化

① 定員管理の適正化

広域計画に基づき定員管理計画を策定し、広域行政事務の合理化、機構改革などによる組織体制の見直し及び再任用職員の活用、民間委託の推進などにより定員の適正化を図ります。

② 人事管理の適正化

勤務実績と能力を重視した人事評価及び人材の登用に努めるとともに、事務処理組織機構の改革などによる人事管理の適正化に努めます。

③ 給与などの適正化

広域連合職員の給与などの適正化に努めるとともに、委員報酬や各種諸手当などを含め制度の見直しを推進します。

(4) 人材育成・確保

① 人材育成の推進

地方分権時代にふさわしい職員の政策形成能力、法政執務能力などの向上のため、今後も自己啓発、職場研修などにより人材の育成に努めます。

② 人材確保の推進

行政需要の高度化、専門化に対応できる多様な人材を確保するため、関係市町からの派遣受入を積極的に行い、幅広い人事交流を推進します。

また、介護認定審査会については、円滑な運営を行うため、関係機関と連携し、委員の安定的確保を図ります。

③ 自己啓発の奨励

職員の能力開発への主体的な取り組みを促すとともに、視野の広い人材の育成を図るため、自己啓発の奨励に努めます。

(5) 財政の健全化

① 事務事業の簡素合理化

簡素で効率的な行政運営を行うためには、個々の事務事業について常に職員がコスト意識を持ち簡素合理化を行うことが基本であり、全体の奉仕者としての責務を自覚し、行政運営の効率化を図り財政の健全化に努めます。

また、情報通信技術の発達に伴うＩＴ機器やシステムを積極的に活用し、より一層の事務の効率化を図り、経費の削減に努めます。

② 財源の健全化

広域連合の財政運営の基本財源は市町負担金であることを常に認識し、健全な財政運営を基本に、重点的な財源配分や経費節減による歳出経費の抑制と、単年度での急激な負担増は避け、財政負担の平準化に努めます。

また、広域計画に基づく主要施策の実施を基本として、後年度負担を考慮した長期財政計画を別に定め、毎年度ローリング(見直し)を行い長期的な事務事業の適正化を進めます。

③ 使用料・手数料の見直し

使用料・手数料については、受益者負担の適正化の観点から継続的な見直しが必要であり、均衡を著しく失することのないよう適正な価格算定に努めます。

④ 公共工事コスト縮減対策の推進

公共工事において限られた財源を有効に活用するため、所要の機能・品質保持を確保しつつ、公共工事コスト縮減対策を図ります。

⑤ 消防行政の推進

広域連合の消防行政については、組織、機構の改革と連携して、住民の生命、財産を守るという基本原則を保持するために、広域計画の主要目標及び主要施策に基づき中長期的な消防体制の充実整備や救急行政及び火災予防体制の整備を推進します。

⑥ 廃棄物行政の推進

広域連合が設置する環境衛生施設については、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理運営及び情報提供に努めるとともに、広域計画の主要目標及び主要施策に基づき、施設整備計画と関係市町との連携によるごみ減量化を推進します。

(6) 公正の確保と透明性の向上

情報公開条例に基づき、公正で開かれた広域連合行政の推進に努めるとともに、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努めます。

5 実施計画

広域計画に掲げる項目について、それぞれの主要目標に係る主要施策を具体的に推進するための実施計画は、次のとおりとします。

1. 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること〈広域計画本編 P7～P8 関連〉

(1) 主要目標		公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営				
所 管		総務企画課		関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町	
(5) 主要施策		① 介護認定審査会を円滑に運営するため、関係機関と連携し、委員の確保を図る施策 ② 公正・公平な審査判定のため、研修などを実施し、委員の知識向上などを図る施策 ③ 認定審査の平準化や一次判定の精度向上に資するため、審査会運営委員会や審査会委員連絡会などにおいて情報を提供し、意見交換を行いながら、関係市町及び委員との連携を図る施策 ④ 関係市町と連携し、他圏域のシステム運用状況を参考に、より効率的な介護認定システムの開発及び適切な管理運営に関する施策 ⑤ 効率的な介護認定審査会の事務処理体制について、関係市町と協議・検討に関する施策				
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール						
年度		R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容	委員の安定的確保		委員委嘱 126 人		委員委嘱 126 人	
	委員研修の実施	現任委員研修（県主催研修（Web 配信）の案内） 年 1 回				
		新規委員 研修		新規委員 研修		新規委員 研修
	認定審査の平準化に向けた委員、市町との連携	審査会運営委員会、審査会委員連絡会の開催 介護認定適正化連絡会、広域行政介護関係会議への参加				
	介護認定システムの開発、適切な運用				システム 更新準備	システム更新
		効率的な認定システムの開発				
効率的な事務処理体制の検討		審査会場（6会場）及び合議体数の確保（14 合議体） 管理運営の方向性の検討				
重点項目		・ 審査会委員の安定的確保と研修による人材育成 ・ 公平公正で的確な審査判定の推進 ・ 介護認定システムの見直しによる事務の効率化				

2. 広域サインに関すること〈広域計画本編 P9～P10 関連〉

(1) 主要目標	天草圏域の観光及び経済振興への貢献				
所 管	総務企画課		関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町	
(5) 主要施策	① 関係市町、関係機関と連携し、幹線道路などに広域サイン活用による案内板などの設置及び見直しなどの実施 ② 新たな観光・文化拠点の誕生や道路交通網の整備、情報通信機器の発達と高速情報通信網の整備に対応した効果的なサインの活用により、天草圏域の観光及び経済振興施策への貢献 ③ 半導体関連企業の熊本進出により増加が見込まれる外国人観光客に向けた広域サインの多言語対応ソフト等についての検討 ④ 関係市町と連携し、撤去、統合も含めた既設の広域サインの維持管理体制の構築				
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール					
年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容	① 情報通信機器の発達と高速情報通信網の整備にも対応した新サインの検討・開発 ② 外国人観光客に向けた広域サインの多言語対応ソフト等についての検討 ③ 関係市町と連携し、撤去、統合も含めたサインの継続的維持管理及び見直しなどの実施				
			各市町 と検証		計画 見直し
重点項目	・定期的なサインの維持管理（天草圏域外：天草広域連合、天草圏域内：サイン所在市町）				

3. 消防に関すること〈広域計画本編 P11～P15 関連〉

(1) 主要目標	安全で安心して暮らせるまち				
所 管	消防本部	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町		
(5) 主要施策	① 消防体制の充実整備、及び人材育成と組織の活性化施策の推進 ② 救急行政施策の推進 ③ 火災予防体制の整備施策の推進 ④ 消防力の維持強化に関する施策の推進				
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール					
年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
重点項目	① 消防体制の充実整備、及び人材育成と組織の活性化施策の推進 （ア） 消防防災拠点の維持管理に関する施策 （イ） 人材育成と組織の活性化に関する施策 （ウ） 自主防災組織の訓練指導など消防行政への住民参画に関する施策 （エ） 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策 ② 救急行政施策の推進 （ア） 救急体制の充実強化に関する施策 （イ） 救急高度化事業に関する施策 （ウ） 医療機関及び他行政機関との連携強化に関する施策 （エ） 応急手当の普及啓発に関する施策 ③ 火災予防体制の整備施策の推進 （ア） 防火安全対策に関する施策 （イ） 違反処理体制に関する施策 （ウ） 危険物施設保安対策に関する施策 （エ） 火災調査体制に関する施策 （オ） 火災予防分野におけるＤＸ化の推進に関する施策 ④ 消防力の維持強化に関する施策の推進 （ア） 消防力の連携・協力に関する施策 （イ） 通信・指令業務におけるＤＸ推進に関する施策 （ウ） 通信・指令設備の整備に関する施策 （エ） 緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策 ※各施策の具体的スケジュールは附属資料編に記載				

4. ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること〈広域計画本編 P16～P17 関連〉

(1) 主要目標	天草圏域の循環型社会形成の推進				
所 管	環境衛生課		関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町	
(5) 主要施策	① 関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携した施策 (ア) ごみの発生抑制及び減量化と再資源化 (イ) ごみ処理施設使用料の継続的な見直し (ウ) 適正処理の指導の徹底 ② ごみ処理施設の設置及び管理運営についての施策 (ア) 天草圏域内5ヶ所のごみ処理施設の統廃合 (イ) ごみ処理施設の統廃合に伴う住民サービスの維持向上 (ウ) 既存施設の管理運営 ③ 最終処分場の方向性についての施策 (ア) 長期に渡る安定した最終処分方針の構築 (イ) 安全で環境に配慮した新たな処分場計画の検討				
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール					
年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容	①-(ア)-(1) 広報誌やホームページを活用したごみ分別の周知等の積極的な情報提供 ①-(ア)-(2) 住民研修等の機会を積極的に活用した啓発活動の推進 ①-(イ)-(1) ごみ排出に伴う受益者負担の公平性を確保するため、適正な使用料についての継続的な見直し ①-(ウ)-(1) 関係市町と連携し、事業系ごみ排出事業者への適正処理と減量化の指導 ②-(ア)-(1) 環境に配慮した先進的な新ごみ処理施設の推進 ②-(ア)-(2) 民間の有する専門的な技術や知識を活用した公設民営方式による建設、運営の推進 ②-(ア)-(3) 新施設整備の取り組み状況等に関する、住民への情報提供 ②-(イ)-(1) 関係市町の収集運搬体制の整備と連携した、ごみ受け入れ日時拡充などの検討 ②-(イ)-(2) 関係市町における中継輸送施設計画の協議検討 ②-(ウ)-(1) 新施設稼働に伴う既存施設の利活用についての検討 ②-(ウ)-(2) 既存施設の適切な維持管理及び効率的な延命化による、施設管理運営計画の策定 ②-(ウ)-(3) 職員数減少に伴う人員の確保 ②-(ウ)-(4) 施設排出基準の遵守と環境保全対策の推進 ③-(ア)-(1) 新施設の処理システムに合わせた埋立対象物に関する再生利用方針の構築 ③-(イ)-(1) 自区内処理の原則を考慮して、新たな最終処分場整備の可能性の検討				
重点項目	・ 圏域5ヶ所の施設を1ヶ所に集約 ※適正な施設規模の設定 ※中継輸送施設は関係市町と協議 ・ 現存施設の延命化施策				
	・ 長期に渡って安定した最終処分を行うための方針を関係市町と協議				

5. ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること
〈広域計画本編 P18 関連〉

(1) 主要目標	地域住民の福祉の増進と広域連合施設への理解の促進				
所 管	環境衛生課		関係機関及び関係団体	天草市、上天草市	
(5) 主要施策	①-(ア) 松島地区集会所の適切な維持管理 ①-(イ) 新ごみ処理施設完成後の松島地区集会所の有効利用の促進				
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール					
年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容	①-(ア) 管理運営業務の民間委託の推進 ①-(イ) 管理運営方法などの協議検討				
	・適切な維持管理 ・関係市と現焼却施設廃止後の有効利用方法を協議				
重点項目	・コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制 ・使用料などの見直し検討 ・長期的な施設管理運営計画の策定				

6. 関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること〈広域計画本編 P19 関連〉

所 管	総務企画課		関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町	
(4) 主要施策	①-(ア) 広域連合事務の在り方の調査検討に関する施策 ①-(イ) 権限委譲事務、広域的連携に基づく計画などの作成に関する施策 ①-(ウ) 「天草圏域はひとつ」に係る関係市町業務の連携などの調査研究に関する施策				
行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール					
年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容	①-(ア)-(1) 広域行政の見直し、検討 ①-(ア)-(2) 最少の経費で最大の効果を目的として、関係市町と協議検討し、事務の効率化、スリム化を推進 ①-(ア)-(3) 職員人件費はもとより、所要経費の効率的かつ重点的な配分と削減を推進 ①-(ア)-(4) 長期財政の健全化を推進				
					広域計画・行革大綱見直し
	長期財政計画 見直し	長期財政計画 見直し	長期財政計画 見直し	長期財政計画 見直し	長期財政計画 見直し
重点項目	・ 広域行政の見直し、検討				

☐ 附属資料

□ 消防〈広域計画本編 P11「3.消防に関すること」、P12～P14「(4) 今後の方針」 P15「(5) 主要施策」関連〉

① 消防体制の充実整備、及び人材育成と組織の活性化施策の推進

(ア) 消防防災拠点の維持管理に関する施策

(1) 防災拠点の長寿命化計画

消防施設の劣化・損傷が職員の安全衛生を脅かすことのないようにするとともに、防災拠点としての機能を維持し、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を図る必要があります。従前の不具合が発生してから修繕等を行う事後保全型管理から、不具合が発生する前に計画的に修繕等を行う予防保全型管理に転換し、突発的な不具合を未然に防止し、修繕等にかかる維持管理費用の縮減と平準化を図ると共に長寿命化計画に基づき各庁舎の長寿命化を目指します。

第4次計画で計画されていた苓北分署の新築工事が令和5年度(2023年度)にしゅん工し、全庁舎の建替えが完了しました。第5次計画では、新築から年数が経過した倉岳分署(平成8年度(1996年度)建設)をはじめ南消防署(平成22年度(2010年度)建設)及び消防本部中央消防署(訓練棟含む)(平成25年度(2013年度)建設)の改修工事を行うほか、その他の各施設にあっても状態を定期的に点検することで施設の長寿命化を目指します。

また、蛍光灯製造中止の情報から長寿命化計画と共に脱炭素化事業も進めてまいります。

年度	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
事業内容		・南署・倉岳分署改修工事 ・LED化工事			・消防本部中央消防署改修工事
重点目標	各署庁舎の改築改修工事等を実施				

現在蛍光灯照明が残っている庁舎が複数あるためLED化を進めてまいります。

(2) 定員管理計画

定員管理計画については、職員の人材育成に必要な消防学校入校や研修会出向の他、年次有給休暇及び特別休暇の付与、働き方改革による休暇取得促進の面からも職員定数218人の維持確保は必須条件であり、消防力の維持に必要な職員の確保施策を推進します。

国が定める「消防力の整備指針」に基づく令和4年度(2022年度)消防施設整備計画実態調査では、現有車両に対する職員の充足率は62.1%と低い状況であり厳しい出動体制となっています。

なお、職員の定員管理にあたっては、消防総予算のうち人件費が8割を占めていることから、構成市町の将来的な財政状況を的確にとらえ、天草地域の実情に即した効率的で効果的な消防体制を目指します。

定年延長による高齢期職員の増加に伴う新規採用職員の減少という現実が迫る中、会計年度任用職員13人により運営している天草空港消防隊を消防本部に編入して、条例定数を12人増員し230人とし、高齢期職員の配置と新規採用職員採用数の平準化を図り、将来を見据えた定員管理を行います。

長期目標 令和12年度(2030年度) 230人(実員218人+空港消防12人)

※会計年度職員数とのバランスを考えながら実施。

○参考資料～【定員管理計画】13ページ

定員管理計画

【 】書きは定年延長者

所 属		R6	R7 中期目標	R8	R9	R10	R11	R12 長期目標	R13	R14	R15	R16	R17	R18
署 関 係	中央消防署 (署長含む)	45	40	39	38	39	39	40	40	38	39	38	38	38
	空 港 消 防 係		3	5	7	8	8	10	11	11	12	12	12	12
	i うち【定年延長者】		【0】	【1】	【3】	【3】	【3】	【6】	【7】	【8】	【12】	【12】	【12】	【12】
	会 計 年 度 職 員	13	10	8	6	5	5	3	2	2	0	0	0	0
	計	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12
	有 明 分 署	8	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	御 所 浦 分 署	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	倉 岳 分 署	8	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	新 和 分 署	8	8	8	8	8	8	8	8	10	10	10	8	10
	五 和 分 署	8	8	8	8	8	8	8	8	10	10	10	8	10
	苓 北 分 署	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	中央消防署管内 計	95	95	100	101	103	103	106	107	109	111	110	106	110
	北 消 防 署 (署長含む)	25	25	25	25	25	26	26	26	26	26	26	26	25
	松 島 分 署	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	東 天 草 分 署	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	北消防署管内 計	41	45	45	45	45	46	46	46	46	46	46	46	45
	南 消 防 署 (署長含む)	23	23	24	24	25	26	26	26	26	26	26	26	25
	西 天 草 分 署	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	河 浦 分 署	8	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	南消防署管内 計	39	43	44	44	45	46	46	46	46	46	46	46	45
	① 消防署 計	175	183	189	190	193	195	198	199	201	203	202	198	200
	I うち【定年延長者】	【0】	【3】	【3】	【0】	【0】	【0】	【2】	【0】	【5】	【4】	【4】	【4】	【14】
本 部 関 係	総 務 課 (消防長を含む)	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	うち【定年延長者】													【1】
	警 防 課	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	うち【定年延長者】													【1】
	予 防 課	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	うち【定年延長者】													【1】
	指 令 課	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	うち【定年延長者】									【2】	【2】	【2】	【2】	【2】
	消防学校教官 県防災ヘリ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	初任科入校	8	6	4	3	3	3	3	2	2	0	1	3	3
	救命研修所入校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他	1												
	派遣受入													
	② 本部 計	37	33	31	30	30	30	30	29	29	27	28	30	30
	II うち【定年延長者】	【0】	【0】	【0】	【0】	【0】	【0】	【0】	【0】	【2】	【2】	【2】	【2】	【5】
③ 正規職員合計 ①+②		212	216	220	220	223	225	228	228	230	230	230	228	230
III 【定年延長延べ人数】 i + I + II		【0】	【3】	【4】	【3】	【3】	【3】	【8】	【7】	【15】	【18】	【18】	【18】	【31】
※【年度末60歳到達者】		【4】	【1】	【2】	【0】	【1】	【5】	【1】	【8】	【3】	【2】	【15】	【4】	【10】
※【新規定年延長者数】 IV			【3】	【1】	【2】	【0】	【1】	【5】	【1】	【8】	【3】	【2】	【15】	【4】
※【61歳以上職員数】			【3】	【4】	【3】	【3】	【3】	【8】	【7】	【15】	【18】	【18】	【24】	【31】
60歳以下職員合計		212	213	216	217	220	222	220	221	215	212	212	204	199
		R6	中期目標	R8	R9	R10	R11	長期目標	R13	R14	R15	R16	R17	R18
条 例 定 数		218	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230
退職予定人員(前年度末)		0	0	3	0	1	0	2	0	0	1	5	1	8
実年度末退職者		3												
採用計画人員		7	4	3	3	3	3	2	2	0	1	3	3	5
●入校中の実働(4月～9月)		204	210	216	217	220	222	225	226	228	230	229	225	227
職員実数		212	216	220	220	223	225	228	228	230	230	230	228	230
異 動 事 項			※退職 予定者 230名 定年延長											

(3) 消防車両配備計画

消防車両の更新にあっては、特殊性（緊急性、過酷な使用条件など）を考慮しつつも使用期限の延長、地域の実情に応じた車種選定、車両機装、装備品目の検討など、従来からの既成概念にとらわれることなく仕様の検討、研究を行い、事業費の削減に向けた取り組みの実効性を高めます。また、車両の運用時間、及び走行距離は、災害などの発生件数に比例しており、各所属間で差があることを考慮し、各所属の運用時間及び走行距離などを常に把握し、所属間相互で車両のローテーションを行うことにより耐用年数を延長します。

【令和 12 年度 (2030 年度) までの長期目標】

- ・ 消防車両更新台数 7 台
- ・ 梯子車整備 1 台

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容		中央梯子車整備 南梯子車更新（救助タンク車入れ換え）	五和救急車更新 西天草救急車更新 河浦消防車（小型水槽付）更新 御所浦積載車更新		中央救急車更新 河浦救急車更新
重点目標	適正配置と計画的な更新				

（イ）人材育成と組織の活性化に関する施策

厳しい社会経済情勢の下、住民の多様なニーズや新たな消防需要に対応しながら、消防サービスの充実に努め、21 世紀の消防を支える人材育成と組織の活性化のため職員研修や訓練を充実し、職員の能力開発に積極的に取り組みます。

また、職員の人材育成と組織の活性化に向け、能力開発の機会や環境を整備するため、職員研修の充実、自己啓発支援システムの構築など、将来を見通した人事計画と能力開発計画の策定を進めます。

消防行政運営の基本は、住民の生命と財産をあらゆる災害から守ることであり、また、住民に信頼される開かれた透明性の高い組織体制を確立することです。そのため、消防本部ホームページの内容を充実するとともに、住民の意見やニーズを的確に把握し、消防行政に反映していくため、インターネットや公式インスタグラム等による広報を活用し住民の消防行政への参画を推進します。

【令和 12 年度(2030 年度)までの長期目標】

- ・職員一人ひとりの意識改革と資質の向上
- ・知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築
- ・業務遂行に必要な有資格者の養成
- ・職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定
- ・ホームページ内容の充実と広報ツールの確保

年度	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
事業内容	消防本部・中央消防署関係者からの最新かつタイムリーな情報、法規の改正などの説明及び業務遂行に必要な研修を行い、併せて職員全体への周知を徹底し消防本部として行政施策方針の一貫性を図る。 また、消防大学校をはじめとする派遣研修及び消防学校専科教育入校者により、専門的な研修を行い、受講内容を伝授のうえ全職員に対しての波及効果を期待する。				
重点項目	職員一人ひとりの意識改革と資質の向上 知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築 業務遂行に必要な有資格者の養成 職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定 ホームページ内容の充実と広報ツールの確保				
数値目標	業務遂行に必要な有資格者を継続的に確保				

(ウ) 自主防災組織の訓練指導など消防行政への住民参画に関する施策

(エ) 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策

大震災など大規模災害による被害を軽減するためには、自主防災組織や自治会などでの自主的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めることが必要であり、市町の危機管理担当など関係機関と連携を図りながら、地域防災リーダーなどの計画的な育成に協力するとともに、広域連合として指導・助言を積極的行います。

自主防災組織における積極的な防災活動を行うには、防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の対応能力を身につけるなど、より実践的な自主防災活動を行うツールと知識が必要です。組織のレベルアップを目的に、自主防災組織が防災訓練などを実施する場合、専門的な知識を指導し、地域の防災力を高め、「安全で安心して暮らせるまち」づくりに貢献します。

災害への対応には、地域の防災力を高める強固な連携を確立することが重要となります。関係市町、消防団など関係機関との連携を強化するとともに、企業や各種関係機関との「協働・連携」強化を進めます。

少子高齢化や過疎化など社会環境の変化や地域社会の変容に対応しながら、地域防災体制の充実を図るためには、住民の更に幅広い年齢層から消防団に参加する人を確保することが必要です。

そのためには、地域住民・被雇用者・女性が参加しやすい活動環境の整備及び地域住民・事業所の消防団活動への理解促進について検討を行い、関係市町などが地域の実情に応じて制度の導入を図り、地域防災体制の充実を図る必要があります。

また、関係市町は常備消防と一体となって活動する地域防災の要としての消防団員の教育訓練及び消防団格納庫の整備や消防車両、簡易救助資機材などの増強整備を図り、消防団の強化充実を図る必要があります。

年度	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
事業内容	関係市町との連携を強化し、常備消防、非常備消防、自主防災組織が一体となった災害活動体制の確立				
重点目標	自主防災組織における積極的な防災活動及び防災意識の高揚を見据えた体制の確立 関係市町との連携を強化し、常備消防、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立 企業や各種関係機関との「協働・連携」強化				

【令和12年度(2030年度)までの長期目標】

- ・関係市町との連携を強化し、常備消防、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立

② 救急行政施策の推進

(ア) 救急体制の充実強化に関する施策

(イ) 救急高度化事業に関する施策

(ウ) 医療機関及び他行政機関との連携強化に関する施策

救命率の一層の向上のため、全救急隊への救急救命士常時2人乗車を目指し、救急救命士有資格者の採用も考慮しながら、救急救命士の養成を進めます。

また、救急救命士を含む救急隊員の応急処置技術を維持向上するためには、病院実習や症例研究による教育・訓練が必要であります。このため、医療機関との連携を強化して、医師の指示・指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急隊員の資質向上に向けた再教育体制の確保などを柱とするメディカルコントロール体制の確立を図ります。

救命処置の処置拡大に伴い、救急救命士が十分な医学的知識を実習により習得することで、気管挿管、薬剤及びブドウ糖投与を実施することが可能となったため、実践に即した手技を確実に身に付けることが求められることから、メディカルコントロール体制の管理の下に実習を進めるとともに、指導救命士の養成も進め、各消防署に配置して、救急活動事後検証や救急救命士の資質の向上に努めます。

【令和12年度(2030年度)までの長期目標】

- ・救急救命士常時2人乗車を目指す
- ・メディカルコントロール体制の確立
- ・救急救命士数102人（実働86人）を養成維持

年度	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
事業内容	救急救命士常時2人乗車の確保 メディカルコントロール体制の確立 救急救命士数102人（実働86人）を養成維持				
重点項目	救急救命士常時2人乗車の確保 メディカルコントロール体制の確立 救急救命士数102人（実働86人）を養成維持				
数値目標	救急救命士数 102人 60歳到達 2	救急救命士数 102人	救急救命士数 102人 60歳到達 1	救急救命士数 102人 60歳到達 1	救急救命士数 102人

(エ) 応急手当普及啓発に関する施策

住民に対する救命率や自主救護能力の向上並びに救急業務に対する理解と協力関係を深めることを目的に、応急手当普及啓発の推進を図ります。世帯に一人の救命講習受講者を目標としてAED（自動体外式除細動器）の普及啓発を含めた講習会を定期的に継続開催するほか、事業所、教育機関などの応急手当普及啓発活動の推進を図ります。

救命講習及び、短時間の応急手当講習指導を、勤務中の職員が担当することによる出動体制への懸念、また、非番・週休日の職員対応による負担軽減のため、事前WEB講習の受講を推進します。

【令和12年度(2030年度)までの長期目標】

- ・ 普通救命講習受講者数 年間 3,000 人
- ・ 救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の推進
- ・ 事前WEB講習の受講による応急手当指導の推進

年度	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
事業内容	救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実を図る。 事前WEB講習の受講による応急手当指導の推進				
重点項目	事前WEB講習の受講による応急手当指導の推進 応急手当普及啓発関係要綱の改正（5年ごとにガイドライン改正）				
	新ガイドラインによる応急手当指導の推進（G2025）				ガイドライン改正（G2030）に伴う応急手当関係要綱の改正（5年ごとにガイドライン改正）
数値目標	普通救命講習受講者の年間3,000人を維持				

③ 火災予防体制の整備施策の推進

- (ア) 防火安全対策に関する施策
- (イ) 違反処理体制に関する施策
- (ウ) 危険物施設保安対策に関する施策
- (エ) 火災調査体制に関する施策
- (オ) 火災予防分野におけるDX化の推進に関する施策

防火対象物及び危険物施設の形態、規模、管理状況などの危険実態に応じて立入検査を実施し、指摘した法令違反が是正されない場合は、躊躇せず警告や命令などの違反処理を行います。さらに、機動力を最大限に生かすことができるよう予防体制等を見直し、事業所における防火安全対策を積極的に推進します。

ホームページその他の広報手段を活用して、消防法令違反対象物の違反状況を公表し、利用者の安全と安心の向上に努めます。

危険物施設の安全を確保するため、施設種別、規模などに応じて危険物取扱作業の管理・監督、施設の維持・管理など保安業務の厳守等の指導強化を行います。また、近年の危険物施設における流出事故が増加傾向にあることなどを踏まえ、地下タンクの流出事故防止対策など、危険物の規制に基づく、インフラ整備を推進するとともに危険物事故の防止に努めます。

火災に至るあらゆる要因を分析解明し、その調査結果を広く住民に周知することにより、類似火災の根絶に努めます。

総務省消防庁が推進している火災予防分野におけるDX化を進め、書面主義、対面主義を見直し、住民サービスの向上を図ります。

【令和12年度(2030年度)までの長期目標】

- ・住宅用火災警報器の条例適合設置率100%
- ・違反処理体制の強化及び予防事務担当者の資質の向上
- ・危険物規制事務の推進による危険物事故の防止
- ・火災調査体制の強化及び調査員の資質の向上
- ・火災予防分野のDX化推進

※条例適合設置率・・・火災予防条例で設置が義務付けられている住宅部分の全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合

年度	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)
事業内容	・違反公表制度の実施により、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、施設利用者の安全と安心の向上に努める。 ・幼少年女性防火クラブ等と連携し、住宅用防災機器の普及啓発活動を実施して、地域住民の防火防災意識の向上を図る。				
重点項目	・防火対象物の特性に応じた総合的な防火安全対策を図る。 ・危険物の規制に基づく、インフラ整備を推進するとともに危険物事故の防止 ・危険物規制事務の推進による危険物事故の防止 ・住宅用火災警報器の条例適合設置率の向上及び住宅火災による死者及び負傷者の防止 ・火災調査体制を再構築し、調査技術の質の向上を図り、類似火災発生の防止 ・火災予防分野におけるDX化を推進し、住民サービスの向上を図る。				
数値目標	住宅用火災警報器の条例適合設置率60%		住宅用火災警報器の条例適合設置率80%		住宅用火災警報器の条例適合設置率100%

④ 消防力の維持強化に関する施策の推進

(ア) 消防力の連携・協力に関する施策

近年、気候変動に伴う豪雨や台風、地震などの自然災害が頻発化・激甚化し、その社会的・経済的影響は一層深刻になっています。人口減少が進行し人的・財政的な資源に限られる中で、その体制を整備し確立していくことが求められるようになります。国は、消防力を強化していくために消防の広域化が最も有効なものとして推進しておりますが、熊本県においては、消防の連携・協力の推進として消防指令センターの共同運用等による消防力強化を目指すこととしています。当本部においては、消防活動における中枢機構の役割を果たす消防指令システムが令和 8 年度(2026 年度)に更新を迎えます。早急に最新技術に対応したシステムを導入し、質の高い住民サービスを提供することが重要事項となっていますが、それと並行して、将来的に県下若しくは近隣消防本部との共同指令センターも視野に入れ、住民サービスの向上、整備費及びメンテナンス費の削減、消防体制の基盤強化、現場要員の充実等を検討していきます。

(イ) 通信・指令業務における D X 推進に関する施策

近年のデジタル化は目を見張るものがあり、消防分野も例外ではなく、N e t 119 緊急通報システム等の緊急通報手段や、I P 無線、映像伝送装置等のモバイル通信網を用いる機器など、新たに消防指令システム等と連携させたいシステム・I C T 機器が増加しています。I C T 進展を踏まえたシステムの環境整備を、次期消防指令システム及び令和 11 年度(2029 年度)更新予定の消防救急デジタル無線にも取り入れ、消防業務の効率化、ひいては地域の安全・安心につながるよう検討します。

(ウ) 通信・指令設備の整備に関する施策

平成 25 年度(2013 年度)に導入された消防指令システムは 10 年以上経過し、更新時期を迎えておりますが、効率的かつ安定的な運用と同時に出勤時間の短縮や指令課員の負担軽減を行い、住民サービスの向上に繋げるために、天草地域に最適かつ最新技術に対応した高度な指令システムの構築を進めます。

また、平成 26 年度(2014 年度)に整備した消防救急デジタル無線は、令和 11 年度(2029 年度)で 15 年目を迎え、各機器の不具合等が徐々に増加傾向にあり、今後も安定的な運用ができるように全面的な更新を計画し、相互に連携している消防指令システムを国の示す標準仕様に基づいたものを導入する事で、ベンダーロックインの解消や機能強化を目指して無線設備の整備を行います。

更新にあたって、多額の費用も想定される事から、更新費用や維持経費等の削減も見据え、使用頻度の少ない無線局舎の廃局も図っていく。それに伴う、無線不感地帯が生じないように I P 無線等の代替え通信手段の確保を行います。

【令和 12 年度(2030 年度)までの長期目標】

- ・ 新指令システムへの更新と設備高度化
- ・ 消防救急デジタル無線の更新と無線局舎配置の最適化
- ・ I P 無線等の代替え通信設備の整備
- ・ 共同指令センターや近隣消防本部との連携・協力

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容	指令システム更新		消防救急デジタル無線更新設計業務	消防救急デジタル無線更新	
重点項目	新指令システムへの更新と設備の高度化 消防救急デジタル無線の更新と無線局舎配置の最適化 無線不感地帯の解消に向け、I P無線等の代替え通信設備の整備 共同指令センターや連携・協力の検討協議				
数値目標					

(エ) 緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策

令和 6 年(2024 年)中における天草管内の救急自動車の現場到着所要時間は、平均で 10.36 分となっており、全国平均の 10.3 分(※総務省消防庁 R 5 年(2023 年)版救急救助の現況から)よりわずかに遅れている状況となっています。

当本部では、平成 21 年(2009 年)4 月から現場到着所要時間を最優先し、旧市町の区割りを越えて、災害現場に最も近い署から出動する体制をとっており、今後も出動区分の定期的な見直しと、道路交通網整備の進捗に合わせた出動区分の再設定を行い時間短縮に努めます。また、平成 25 年度(2013 年度)に導入された最新鋭の指令システムにより、迅速な現場位置特定と出動隊の指令、有効適切な支援体制を備え、現場到着時間の更なる短縮に努めます。

一方、携帯電話からの 119 番通報時における位置情報の特定については、携帯新発信地表示システムによる時間短縮のほか、音声による通報が困難な聴覚・言語機能障害者が緊急通報を行うことができる「Net 119」、外国人からの通報に対応するための「多言語三者間同時通訳」の安定運用を目指します。

また、現場到着時間と併せて、病院到着時間についても傷病者の予後を大きく左右することから、一刻も早い医療機関への収容が重要であり、迅速・適切な医療機関の選定に努め、重症度の高い傷病者や、緊急度の高い事案にあっては、ドクターヘリの積極的な活用や防災消防ヘリによる搬送についても推進します。

【令和 12 年度(2030 年度)までの長期目標】

- ・ 道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着所要時間の短縮
- ・ 携帯電話からの 119 番通報による位置情報の特定に係る時間の短縮
- ・ 指令システムの住宅情報データの調査を行い、出場場所特定に係る時間の短縮

年度	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
事業内容	指令システム更新		消防救急デジタル無線更新設計業務	消防救急デジタル無線更新	
重点目標	道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着所要時間の短縮。 Net 119 の普及、登録者増加に向けた広報活動。 指令システムの住宅情報・目標物データの調査を行い、出場場所特定の時間短縮を図る				
数値目標	救急自動車の現場到着所要時間において、全国平均を目指す。 Net 119 の登録者数 200 名を目指す。				

□ごみ処理施設

○ごみ処理施設〈広域計画本編 P16「4.ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する
こと」、P17「(4) 今後の方針」「(5) 主要施策」関連〉

(1)主要目標 「天草圏域の循環型社会形成の推進」

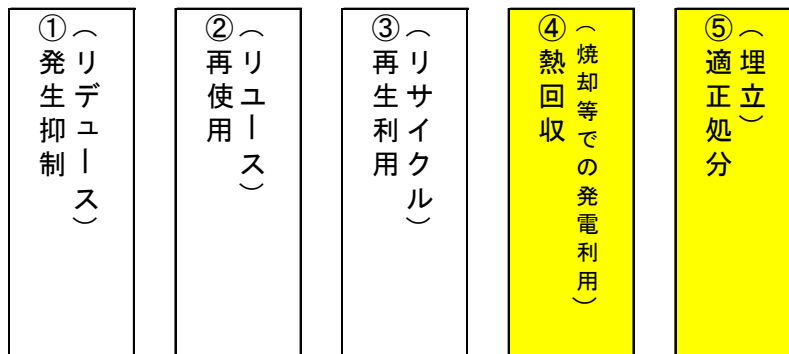
環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会を構築し、地球環境の保全を積極的に進めることにより、人類の生存基盤である環境を将来の世代に適切に引き継がなければなりません。廃棄物行政においては、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済社会から脱却し、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分の確保を進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少なくなる「循環型社会」の形成を推進します。

【循環型社会形成推進基本法】

「循環型社会の形成」

製品などが廃棄物となることを抑制するとともに、できるだけ資源として再生・再利用し、どうしても利用できないものは適正な処分を行い、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成を推進する。

ごみ処理の優先順位



① 関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携した施策の推進

(1)ごみの発生抑制及び減量化

環境への負荷低減のためには、ごみの発生を抑制し、減量化を行い、分別回収による再生・再利用に積極的に取り組み、ごみ排出量の削減を図ることが重要で、ごみ焼却量が削減されることにより、焼却施設の規模の縮小が可能となり、建設及び維持管理経費の縮減が図られます。

広報による周知を図るなど、関係市町と連携してごみの発生抑制及び減量化に取り組めます。

① 事業系ごみ排出事業者に対する減量化及び適正処理の指導の徹底

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業所から排出されるごみは、事業者の責任において適正に処理することとされています。

特に規模が小さい事業所から発生するごみは、家庭系ごみと一緒に収集されているものがあることや、直接事業所から持ち込まれるごみの中に産業廃棄物（資源物含む）が含まれる場合もあることから、市町と連携して適正処理の指導を行うとともに、減量化施策を進めます。

② 令和6年（2024年）4月1日より「受益者負担の公平化」、「持込み車両の抑制」、「ごみ分別意識の向上」を目的として、23年ぶりに使用料を改定しましたが、今後も社会情勢の変動等を考慮しながら、適正な使用料について継続的に見直しを行います。

③ 啓発活動の推進及び環境教育の充実

ごみの処理状況を広報紙などに掲載し、住民の方に現状を認識してもらうとともに、ごみの排出抑制施策の定着及びごみに対する住民の意識向上を図ることにより、ごみの減量化を推進します。

また、地域住民のごみ処理施設での研修などの機会を積極的に活用して、啓発活動を推進するとともに適正なごみの分別について理解を促します。

(2)ごみの再資源化

資源物が燃やせるごみや燃やせないごみに混入することを防止するため、広報紙などにより、ごみの分別について周知を行い、資源物回収量の増加を図ります。

② ごみ処理施設の設置及び管理運営について

(1)天草圏域内5ヶ所のごみ処理施設の統廃合

ごみ処理行政の効率化及びごみ処理の広域化を図るため、天草圏域内の5施設を統合し「天草市楠浦町立浦・観音地区」に1施設として整備します。

現施設の運転年数

運営主体	施設名	施設規模	開始年月	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
天草広域連合	本渡	93 t	H12.4	7年目	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	松島	34 t	H8.4	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35
天草市	西天草	17 t	H7.3	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	御所浦	10 t	H4.9	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
	牛深	36 t	H4.3	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39

- ① 新ごみ処理施設建設地における地域住民の理解と協力を得て、環境に配慮した先進的な施設整備を実施します。
- ② 新ごみ処理施設の規模については、将来の人口減少が見込まれる中、関係市町と連携を図り、ごみ減量化・資源化施策の取組みを十分反映し、適切な予測のもと必要最小限の施設となるよう設定します。
- ③ 新ごみ処理施設については、民間の有する専門的な技術や知識などを活用して、より効果的かつ効率的な管理運営を推進します。

事業方式		
公設民営方式	D B O方式	公共が資金調達を行い建設・所有し、施設の設計・建設、維持管理・運営について、民間事業者に長期間包括的に委託する。

- ④ 新ごみ処理施設への取組み状況などについては、広報紙やホームページにより住民に情報を提供し、透明性を高め、信頼の確保に努めます。

(2)ごみ処理施設の統廃合に伴う住民サービスの維持向上

- ① 1施設としての整備は、関係市町の収集運搬体制や住民生活に影響を与えることが想定されることから、収集運搬体制の整備及び住民サービスの維持向上について、関係市町と連携して、受け入れ日時の拡充など必要な施策に取り組みます。
- ② 中継輸送施設については、その必要性などに関して、関係市町と継続して協議を行います。

(3)既存施設の管理運営

- ① 既存施設の管理運営業務については現在、一部を民間委託していますが、今後、職員数の減少に伴い民間委託を拡大し、最終的には全面委託する必要があります。
- ② ごみ処理施設は、経過年数が進むに従い腐食や摩耗などが進行し、また製造中止による交換部品の入手困難などがあいまって、15年以上経過すると老朽化が顕著となり、維持補修経費が増大しています。そのようなことから、既存施設については、新ごみ処理施設が稼働するまで安定的に稼働させるため、長期的な施設管理運営計画を策定し、長期財政計画に基づく効率的な財政運営を確保しながら、適切な維持管理及び効率的な延命化に努めます。
- ③ 今後も施設排出基準の遵守と環境保全対策を推進し、安全な施設運営に努めます。また、環境測定分析検査状況などについては、住民の安心と理解を得られるよう、広報紙やホームページなどを活用して積極的に情報を提供します。
- ④ 新ごみ処理施設に伴う既存2施設の取扱いについては、老朽化した施設の解体撤去を基本として、中継輸送施設も含め、利活用方法について関係市町等と協議を行います。

③ 最終処分場の方向性について

(1) 長期に渡る安定した最終処分方針の構築

- ① 広域連合が運営していた現施設は、既に埋立てが終了し、現在圏域外の民間処分場へ搬出していますが、法律では自区内処理が原則であり、民間事業者に過度に依存するのはリスクを伴います。

したがって、長期に渡り安定した最終処分を行うため、民間委託と併せて自区内処理も視野に入れ、新施設の処理システムに合わせた最終処分方針を構築していきます。

- ② 関係市町と連携してごみの減量化及び資源化を推進しながら、埋立処分量の減量を図ります。

(2) 安全で環境に配慮した新たな最終処分場計画の検討

ごみ処理の広域化によりごみ処理施設が統合されることから、天草圏域において安定的な適正処理を確保すると共に、自区内処理の原則を考慮して、安全で環境に配慮した新たな最終処分場整備の可能性を検討していきます。

(3) 既存最終処分場埋立て見込み(参考)

運営主体	施設名	容量	埋立期間	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12		
天草広域連合	新白洲処分場	m ³ 99,800	15年							埋立終了 ～ 跡地利用検討																		
天草市	牛深処分場	m ³ 43,000	15年																									
				令和6年度での残見込み→																								
	御所浦処分場	m ³ 5,956	25年													埋立終了												

※牛深の残見込みは約年数である。

○ごみ処理施設に附帯する集会施設〈広域計画本編 P18「5.ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること」「(4) 今後の方針」「(5) 主要施策」関連〉

④ 集会施設の設置及び管理運営について

松島地区集会所は、「地域住民の福祉の増進と連合施設への理解と協力」を目的に、松島地区清掃センター建設に伴い、地域の要望を受けて建設されました。

(1)松島地区集会所の適切な維持管理

地域と融和した施設となるよう住民の利用を促進し、住民に親しまれる施設の維持管理に努めます。

(2)新ごみ処理施設完成後における松島地区集会所の有効利用の促進

新ごみ処理施設の建設に伴う現焼却施設の廃止後においては、地域の意向を踏まえて、有効利用できるよう関係市と協議を行います。

○新ごみ処理施設整備工程計画〈広域計画本編P6「第3 第4次広域計画から第5次計画への主な変更点」「2.ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること」関連〉

⑤ 工程計画

項 目		4. ごみ処理施設などの設置及び管理運営に関すること											
所 管		環境衛生課			関係機関及び関係団体		関係市町及び天草広域連合						
実施概要		・天草圏域５ヶ所のごみ処理施設を１ヶ所に統合した整備を実施する。また、最終処分場も長期に渡る安定的な処分の方策を検討する。											
実施計画	実施内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	
	ごみ処理施設	事業者選定											
		施設建設工事											
		現施設の利用方法の検討											
		施設再利用又は解体											
		新施設稼働											
		土地造成等外構・屋外環境工事											
	最終処分場	処分方針の構築											
		施設整備計画の検討（候補地等）											
	集会所施設												